

令和4年5月市議会臨時会提出議案

八 尾 市

議案第43号

八尾市市税条例の一部改正専決処分承認の件

八尾市市税条例（平成12年八尾市条例第39号）の一部改正については、特に緊急を要したため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分を行ったので、同条第3項により市議会の承認を求める。

令和4年5月18日提出

八尾市長 山 本 桂 右

専決第3号

八尾市市税条例の一部改正専決処分の件

八尾市市税条例（平成12年八尾市条例第39号）の一部改正については、特に緊急を要するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分を行うものとする。

令和4年3月31日専決

八尾市長 山 本 桂 右

八尾市条例第17号

八尾市市税条例の一部を改正する条例

八尾市市税条例（平成12年八尾市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第42条第9項中「第321条の8第60項」を「第321条の8第62項」に、「同条第60項」を「同条第62項」に改め、同条第15項中「第321条の8第69項」を「第321条の8第71項」に改める。

附則第12条の2第3項中「附則第15条第27項第1号イ」を「附則第15条第26項第1号イ」に改め、同条第4項中「附則第15条第27項第1号ロ」を「附則第15条第26項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条第27項第1号ハ」を「附則第15条第26項第1号ハ」に改め、同条第6項中「附則第15条第27項第1号ニ」を「附則第15条第26項第1号ニ」に改め、同条第7項中「附則第15条第27項第2号イ」を「附則第15条第26項第2号イ」に改め、同条第8項中「附則第15条第27項第2号ロ」を「附則第15条第26項第2号ロ」に改め、同条第9項中「附則第15条第27項第2号ハ」を「附則第15条第26項第2号ハ」に改め、同条第10項中「附則第15条第27項第3号イ」を「附則第15条第26項第3号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第27項第3号ロ」を「附則第15条第26項第3号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第27項第3号ハ」を「附則第15条第26項第3号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第30項」を「附則第15条第29項」に改め、同条第14項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第15項中「附則第15条第35項」を「附則第15条第34項」に改め、同条第16項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第39項」に改め、同条第17項中「附則第15条第46項」を「附則第15条第43項」に改める。

附則第13条第9項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第11項中「特定熱損失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第17条第1項中「100分の5」の次に「（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあっては、100分の2.5）」を加える。

附則第30条中「100分の5」の次に「（商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあっては、100分の2.5）」を加える。

附則第37条中「第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第42項若しくは第43項」を「第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 改正後の八尾市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第3条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和3年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

議案第44号

損害賠償に関する和解専決処分承認の件

損害賠償に関する和解については、特に緊急を要したため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分を行ったので、同条第3項により市議会の承認を求める。

令和4年5月18日提出

八尾市長 山 本 桂 右

専決第4号

損害賠償に関する和解専決処分の件

損害賠償に関する和解については、特に緊急を要するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分を行うものとする。

令和4年4月26日専決

八尾市長 山本桂右

記

1 和解の相手方

2 和解の要旨

- (1) 本市は、相手方に対し、本件事故に係る物的損害賠償として、金693,000円を支払う。
- (2) 今後本件事故に関しては、双方共裁判上又は裁判外において一切異議及び請求の申立てをしないことを誓約する。

3 事故の概要

令和4年2月10日午前10時8分頃、八尾市緑ヶ丘四丁目66番地の4先路上において、本市環境事業課職員が運転する塵芥車が南から北に向かって丁字路交差点を走行中、東から西に向かって当該交差点に進入してきた車両を避けるため、塵芥車を西側へ寄せたところ、塵芥車が相手方所有の建物の軒先テントに接触し、当該テント及び当該建物の外壁等が損傷するなど、相手方に損害が生じたものである。

議案第45号

令和4年度八尾市一般会計第4号補正予算専決処分承認の件

令和4年度八尾市一般会計第4号補正予算については、特に緊急を要したため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分を行ったので、同条第3項により市議会の承認を求める。

令和4年5月18日提出

八尾市長 山 本 桂 右

専決第5号

令和4年度八尾市一般会計第4号補正予算専決処分の件

令和4年度八尾市一般会計第4号補正予算については、特に緊急を要するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別冊のとおり専決処分を行うものとする。

令和4年4月28日専決

八尾市長 山 本 桂 右

議案第46号

八尾市長等の常勤特別職職員の期末手当の特例に関する条例制定
の件

八尾市長等の常勤特別職職員の期末手当の特例に関する条例を次のとおり制定するにつき、市議会の議決を求める。

令和4年5月18日提出

八尾市長 山 本 桂 右

理 由

新型コロナウイルス感染症の影響により、市民生活が厳しい状況になっていることを考慮し、令和4年6月に支給する市長及びその他の常勤特別職職員の期末手当を減額する措置を講ずるにつき、条例を制定する必要があるので、本案を提出する次第である。

八尾市条例第 号

八尾市長等の常勤特別職職員の期末手当の特例に関する条例

特別職の職員で常勤のものに対して令和4年6月に支給する期末手当の額は、八尾市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例（昭和44年八尾市条例第17号。以下「特別職給与条例」という。）第4条（教育長の給与等に関する条例（昭和39年八尾市条例第31号）第2条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定にかかわらず、特別職給与条例第4条の規定により算出した額に、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額）とする。

- (1) 市長 100分の70
- (2) 副市長 100分の90
- (3) 病院事業管理者 100分の95
- (4) 水道事業管理者 100分の95
- (5) 監査委員 100分の95
- (6) 教育長 100分の95

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第47号

令和4年度八尾市一般会計第5号補正予算の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、令和4年度八尾市一般会計第5号補正予算を、当該予算に関する説明書とあわせ別冊のとおり提案する。

令和4年5月18日提出

八尾市長 山 本 桂 右

令和4年5月市議会臨時会提出議案

令和4年5月発行（R4-32）

八尾市総務部政策法務課